

指定居宅サービス等事業所 管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室長

令和 3 年度介護報酬改定に伴う
介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(通知)

「指定居宅サービスの要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)」等の改正(令和 3 年 4 月 1 日施行)による介護報酬等の改定に伴い、新設された加算等を本年 4 月 1 日以降に算定する場合は、届出が必要となります。

つきましては、下記のとおり届出を受け付けますので通知します。

記

1 提出書類

- (1) 加算届連絡票(改定用)
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙 2)
- (3) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)
- (4) 誓約書
- (5) 返信用定型封筒(84 円切手貼付) ※届出を収受した記録(届出の写し)を希望する場合
<報酬改定の内容、提出書類のダウンロードはこちらから>

大阪府ホームページ「令和 3 年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/shien/r3-kaitei.html>

※検索方法：大阪府ホームページのトップページの中央部にある Google カスタム検索にて「居宅サービス」と検索 ⇒ 「指定居宅サービス事業者のページ」⇒ 「お知らせ」

2 提出方法及び提出期限

下記の届出先に郵送してください。

〒540-8570 (住所記載不要)

大阪府福祉部 高齢介護室 介護事業者課 居宅グループ 加算届担当あて

提出期限 令和 3 年 4 月 1 日(木) 消印有効

(通常は算定月の前月 15 日までに届出が必要なサービスについても、提出期限が延期されています)

3 留意事項

- (1) 報酬改定により、新設・区分の変更のある加算等の届出書類について

該当項目については、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表に黄色着色(★印)で表示しています。届出に必要な書類は上記のとおりで、添付書類は不要です。

(2) 新設された加算等以外の加算等の変更について
従来通りの必要書類を添えて届出してください。

(3) 通所介護・通所リハビリテーションの「施設等の区分」について

「施設等の区分」は、毎年、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分するものです。現在届け出ている事業所規模に変更がある場合は、あわせて届出してください。

(4) 本通知の対象となる事業所（大阪府所管）

- ・ 指定居宅サービス事業所（介護予防を含む）
- ・ 医療みなし指定の訪問リハビリテーション・訪問看護事業所（介護予防を含む）、通所リハビリテーション事業所（介護予防を含み、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を大阪府に提出している事業所）

ただし、以下のサービスは報酬改定で届出対象の項目がないため除きます。

福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅療養管理指導（いずれも介護予防を含む）

問い合わせ先

大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課居宅グループ

TEL06-6941-0351（代表） 内線 5470・4490